

令和7年度
国土交通大臣認定
登録消火設備基幹技能者
講習・試験案内
(申込要領)

講習日

令和7年10月30日(木)～10月31日(金)

申込期間

令和7年4月1日～7月31日
(締切日は7月31日の消印があるものは有効とする)

消防施設工事協会での国土交通大臣の登録講習として次の通り令和6年度の登録消火設備基幹技能者講習を開催いたします。

この受講申込要領を良くお読みの上お申し込みください。

先着順に受付していますが申込者が定員を超えた時には受講できない場合がありますので予めご了承ください。

令和7年4月

(一社)消防施設工事協会

お問い合わせ先

登録消火設備基幹技能者講習・試験委員会事務局

(一社)消防施設工事協会内

〒102-0074 東京都千代田区九段南3丁目5番6号 スマイルビル2F

TEL 03-3288-0352 FAX 03-3288-0362

E-mail info@sskk-net.or.jp

I・登録消火設備基幹技能者講習とは

1. 登録消火設備基幹技能者講習制度について

基幹技能者制度は、建設省（現国土交通省）が平成7年度に策定した建設産業政策大綱において、建設産業の将来像として技術と技能に優れた人材が将来を託せる産業づくりが基本目標の一つとされ、建設現場における施工を中心的に担う基幹技能者の重点的確保・育成が提言されたことを契機としています。

平成8年に策定された「基幹技能者の確保・育成・活用に関する基本方針」に基づき、各専門工事業団体において民間資格として整備が進められてきました。平成20年1月に建設業法施行規則が改正され新たに「登録基幹技能者」として位置づけられることになりました。同年4月以降に国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習を修了した者は、「登録基幹技能者」と認められ、建設業法第27条23の第3項経営事項審査の項目及び基準を定める件（国土交通省告示第85号基幹技能者関係）による技術職員として3点の加点評価の対象となる有資格者になります。「登録消火設備基幹技能者講習」は、国土交通大臣の登録を受け消防施設工事協会として行う国土交通大臣登録講習であり、建設業法施行規則第18条の3の6の規定に基づき「登録消火設備基幹技能者」の認定評価を行う為の講習会であり、合格者には登録消火設備基幹技能者講習修了証が交付され認定されます。

2. 登録消火設備基幹技能者の役割と位置付け

登録消火設備基幹技能者は、施工の円滑化と効率的管理を図るため熟達した直接施工能力はもとより、従来の職長との違いは新しい技術や施工管理能力を身につけ、現場で積極的に施工方法の改善提案を行い、技術者に任せていた他業種の責任者との連絡・調整・提案業務も担う点です。部下の指導育成にあたる上級職長、即ち基幹技能者の存在が求められます。建設産業において基幹技能者を専門工事業における現場での直接生産活動能力はもとより、現場での中核的役割を担うものとして位置付けられます。本制度の推進を図るとともに、当実施団体の消防施設工事協会では「登録消火設備基幹技能者制度講習委員会」を設立してその活用を図っています。

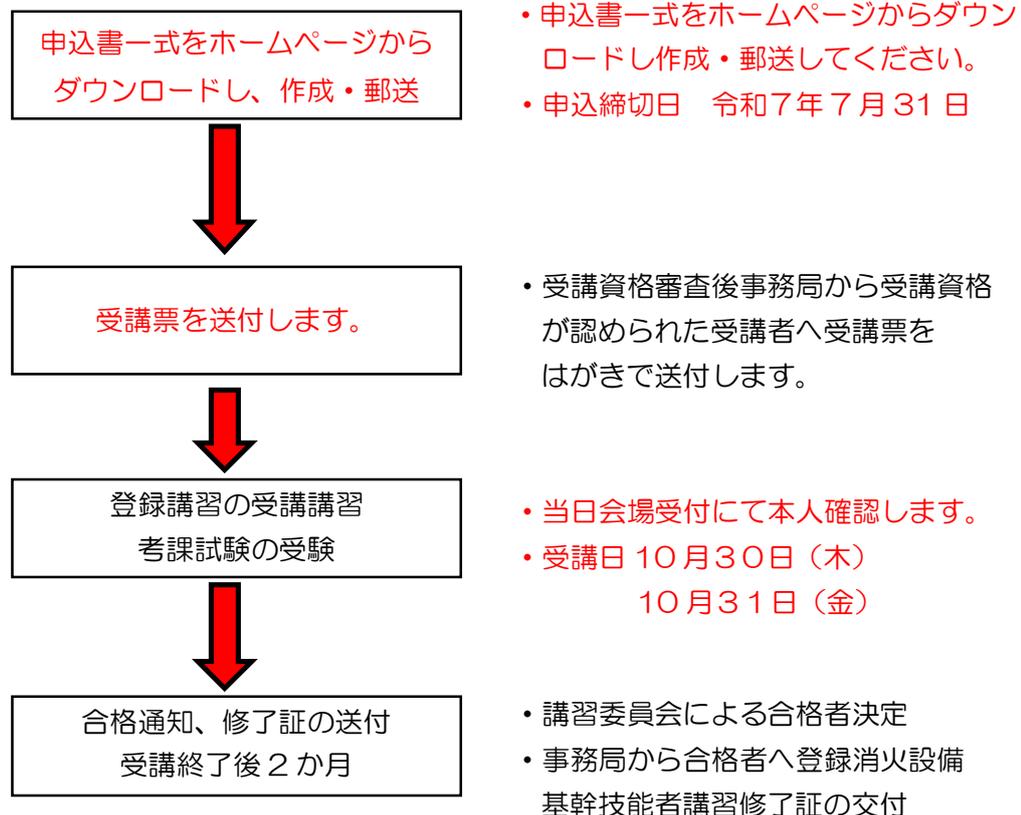
登録消火設備基幹技能者には次のような役割が期待され、消火設備工事に携わる技能者の最高の資格者として位置付けています。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案・連絡・調整
- ② 効率的な作業手順・作業方法の構成及び指示
- ③ 施工に関する一般技能者への指示・指導・統率
- ④ 前工程・後工程に配慮した他業種基幹技能者との連絡・調整
- ⑤ 品質・施工・安全・原価管理等の施工管理
- ⑥ 技能者の適正配置による効率化
- ⑦ その他技術者との連絡・調整

Ⅱ・登録消火設備基幹技能者について

1. 登録講習の受講申込から修了証の交付までの流れ

登録講習の受講申込から修了証の交付までは、以下のフローによる手続きとなります。



合格者には修了証の交付と、登録消火設備基幹技能者のロゴマーク入りワッペン・シールが送付されます。

講習者課試験で不合格となった者は、不合格となった年度の翌々年度まで講習効課試験を2回までを限度として再受験することができる。

再受験料は11,000円です。（税込）

2. 登録消火設備基幹技能者の受講資格

登録消火設備基幹技能者講習（以下登録講習）の受講資格は、下記に示す条件が必要です。

- 2-1 消火設備工事の実務経験が10年以上で、そのうち職長としての実務経験が3年以上であること。（必須条件）
- 2-2 消防法に基づく消防設備士の資格が甲種・乙種1類、2類、3類及び第1種点検資格者のいずれかを取得しているか、または優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）を取得していること。

2-3 各種の資格は、必要な更新講習等を受講し更新されていること。

3. 受講資格審査に必要な資格証明書等

受講資格審査には受講申込書、写真の他、次の添付書類が必要です。

(詳細は受講申込に関する細目を参照ください。)

- 3-1 実務経験及び職長経験に係る事業主の証明書を提出する。ただし、事業主による証明が出来ない場合には当該経験を証明できる立場の者の証明、受講者本人が事業主の場合には記載事項に相違ない旨の記載した誓約書が必要となります。
- 3-2 職長の経験を証明するものとして、労働安全衛生法第60条に規定する職長・安全衛生教育の修了証の写し又は事業主以外の元請の建設業者が証明したもの。
 - ・5年以内の「職長・安全衛生責任者能力向上教育(再講習)」を受けていること。
- 3-3 消防設備士免状・第1種消防設備点検資格者免状または優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)の写しが必要です。
 - 注・消防設備士免状は法定講習が必要な方は講習が受講済みであり、また顔写真が書き換えられていること。
 - ・消防設備士免状は表・裏を1枚にコピーすること。
 - ・点検資格者免状は法定講習が必要な方は講習が受講済みであること。
 - ・資格証等のコピーはA4サイズで提出すること。

受講するには「登録消火設備基幹技能者講習委員会」において受講申込書と添付書類が審査され受講資格が認められる必要があります。

4. 登録消火設備基幹技能者講習修了証の交付

経営事項審査における加点評価の対象となる登録消火設備基幹技能者講習は、次の要件を満たした登録消火設備基幹技能者講習修了証(以下修了証)の交付を受けなければなりません。

- 4-1 登録講習において原則として全ての講義を受講すること。
- 4-2 登録講習の最終日における講習考課試験に合格すること。
登録講習における講義の受講状況と講習考課試験の結果に基づき、登録消火設備基幹技能者講習委員会において審査を行い合格者に修了証が交付されます。

Ⅲ・受講申込要領

令和7年度登録消火設備基幹技能者講習受講申込要領及は次によります。

1. 登録消火設備基幹技能者講習の実施要領

- 1-1 実施機関は(一社)消防施設工事協会登録消火設備基幹技能者講習委員会事務局
- 1-2 受講料 41,800円です。(税込)

- 1-3 登録消火設備基幹技能者講習の講習内容は講義及び講習考課試験を行うものとし、次の資料、要領により行います。
- a) 登録消火設備基幹技能者共通テキスト
 - b) 登録消火設備基幹技能者専門テキスト「工事・技術編」
 - c) 考課試験は4枝択一、25問で行います。
 - d) 講習の時間割は別紙によります。
 - e) 受講人数は定員になり次第締め切らせて頂きます。

2. 講習実施会場

2-1 名称 日建学院 池袋校

2-2 住所 東京都豊島区東池袋 1-1-6 ヒューリック池袋駅前ビル 5階

2-3 電話 03-3971-1101

3. 受講申込に関する細目

3-1 申込に必要な書類等

a) 受講申込書（様式-1）

受講申込書は必要な個所に記載し、捺印、顔写真の貼付を行ってください。

b) 写真（証明用 2 枚）

- ・顔写真は写真の裏面に氏名を記入し、上記の受講申込書に貼付してください。
- ・写真のサイズは縦 30mm×横 24mm の上半身無帽、無背景で 6 カ月以内に影したカラー写真としてください。
- ・1 枚は申込書に貼付してください。残り 1 枚は講習修了証に使用する為、袋に入れて同封してください。

c) 実務経験証明書（様式-2）

誓約欄には必ず受講者個人の署名、捺印をしてください。

- ・証明書欄は受講申込者が従業員の場合は、事業主または当該経験を証明できる立場の方の署名、捺印が必要です。
- ・受講申込者が事業主（一人親方）の場合は御自身で証明書欄に記入し署名・捺印を行ってください。
- ・実務経験は少なくとも 10 年以上消火設備工事の実務に携わっていた事が分かるように、10 年以上前からの経験を順に記載してください。
- ・実務経験の内容欄には工事名を記入し、実務経験年数欄には工期を記入してください。
- ・記載工事名は主要工事名でかまいませんが、実務経験年数の合計が 10 年以上となる様に記入し、記載欄が不足する場合には裏面を使用し記入してください。
- ・実務経験年数の期間が重なっていないことを確認してください。（記入例参照）
- ・実務経験のうち職長としての経験は職長欄に職長と記載し、その合計が 3 年以上となることを確認してください。
- ・裏面の合計欄に記載した実務経験年数の合計年数とそのうちの職長経験の合計年数を記載してください。

返却しません。)

•受講資格が認められた方の受講料の返却は原則行いませんが次に掲げる場合は除きます。

- 1) (一社) 消防施設工事協会の責に帰すべき事由により受講できなかったとき
- 2) 受講申込後講習実施の3週間前までに受講または再試験の取り消しの申し出があったとき
- 3) 天災等で開催されなかったとき

•上記の講習手数料の返却方法は以下とします。

- 1) 返却する旨を通知し、受講申請者が指定する口座に返却します。
- 2) 返却する金額は受講手数料、消費税を含め全額返却します。
- 3) 上記2) 対象者以外で取り消された場合は、審査手数料4,180円(税込)と振込み手数料を差し引いて返却します。(書類については返却しません。)

b) 登録講習の受付

- 受講票及び筆記用具を持参し遅れないように受付を行ってください。
- 「登録講習」は原則として全ての講義を受講すること。
- 「登録講習」は最終日の講習考課試験に合格すること。
- 「登録講習」の受講において遅刻、早退があった場合には講義及び講習考課試験の受験が認められないことがあります。

c) 講義免除

登録消火設備基幹技能定講義を受講し講義考課試験に不合格となった方は、次回に開催される講義が免除され2日目に行われる考課試験だけを受けることができます。

講義免除を受ける場合は、前年度、前々年度の講義免除証明書の写しが必要になります。(考課試験は2回を限度として再受験することができ、受験料は1回あたり11,000円(税込)です。

d) 講習修了証の交付

- 登録講習の修了試験に合格した者は「登録消火設備基幹技能者」として認定され、(一社)消防施設工事協会に登録をして登録消火設備基幹技能者講習修了証を交付されます。
- 登録消火設備基幹技能者講習修了証の有効期限は5年間です。

4. 更新講習について

登録消火設備基幹技能者更新講習有効期限前に、補うべき能力(知識等)を再確認し技術進歩や法令改正等に対応した新たな能力(知識等)を修得することを目的とした更新講習を受講することにより、講習修了証の有効期限を5年間としその後5年ごとに更新するものです。

4-1 更新講習の実施方法はテキストを使っでの自習学習及び試験とします。

4-2 受講要件については事前に講習案内を送付いたします。尚住所変更された場合は速やかにご連絡ください。

4-3 更新講習の実施要領は、後日ホームページ・事務局だより等によりお知らせいたします。

5. 講習修了証の見本

表



裏

備考
表面記載の「有効期限」の期日をもって講習修了証は失効するものとする。